

J R 東海労働組合関西「申」第 39 号
2 0 1 5 年 3 月 1 3 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「運転室出入口の鎖錠」及び管理者によるパワーハラスメントの申し入れ

2月28日、大阪第二運輸所の運転士である組合員は乗務点呼直前に大阪第二運輸所指導科福田助役から呼ばれ、「運転室出入口の鎖錠」「誤乗防止放送」について事情聴取を受けた。その内容は「第三者からの報告」に基づいたものであった。

具体的には2月25日、組合員は、新大阪駅から大一両までの回送列車(1818A)を担当した。大一両着発線到着後、運転室での留置するための作業を終え、手歯止めを持ち昇降台で出入口の鎖錠をしようとしたところ突然、サービック社員が運転室仕切戸の鎖錠を解錠し運転室に入り降車しようとしたので先に降車していた組合員が、後から降車したサービック社員にラッチキーの所持を確認し運転室出入口の鎖錠を依頼した事象である。尚、組合員は降車後、バス停に行く前に列車に戻り鎖錠してあることを自分で確認している。

福田助役は、鎖錠を依頼した事について「セキュリティ上の問題がある」と主張したが、サービック社員はラッチキーを所持し、当日もサービック社員本人が承諾して鎖錠しており何ら問題ないと考える。

当日の事情聴取は、出勤後の乗務点呼まで時間僅少の中で行われ、精神的に動揺をきたし安全上、重大な問題であった。さらに事情聴取終了後、事情聴取とは関係ない伴助役が「おい！注意指導ばかりやな！」と非難、軽蔑する言動をし、その伴助役の言動に抗議した組合員に福田助役、辻井助役、児玉助役が取り囲み「管理者に対する暴言だ」などと威圧するパワーハラスメントが行われた。

そして3月1日、組合員のアケで上記事象に対する事情聴取が桜田助役、坂下助役によって行われ、時系列等報告書の提出を組合員に強要したことは、重大な問題であると考えられる。

よって以下の通り申し入れるので協議の場を設定すること。

記

1. ラッチキーを持って乗車しているサービック社員が、運転室出入口の鎖錠の開閉をすることは問題ないとするが、会社の見解を明らかにすること。
2. 組合員は、運転室出入口の鎖錠をサービック社員に依頼し、鎖錠してもらった後、自分でも鎖錠を確認している。組合員の行動はまったく問題ないとするが会社の見解を

明らかにすること。

3. 会社はサービック社員にラッチキーを所持させているが、その目的を明らかにすること。
4. 2月28日の事情聴取は、出勤後の乗務点呼までの時間で行われ、乗務に対して精神的に動揺する安全上、重大な問題である。よって、本人に謝罪し、安全を脅かす乗務前の事情聴取はいつさい行わないこと。
5. 2月28日の事情聴取終了後、事情聴取とは関係ない伴助役が「おい！注意指導ばかりやな！」と非難、軽蔑する言動を行った。会社は、伴助役を「注意指導」し時系列等報告書を提出させると共に、組合員に謝罪させること。
6. 組合員が伴助役の言動に抗議したことに対し、福田助役、辻井助役、児玉助役が組合員を取り囲みパワーハラスメントを行ったことを組合員に謝罪すること。
7. 上記事象のような管理者の組合員に対する行為は、組合員が社員として会社を訴えている裁判に対する「腹いせ」に他ならない。ここに厳重に抗議し、このようなパワーハラスメントを今後一切行わないこと。

以上